

## 障害者総合支援法等に基づくヘルパー事業所の指定取消処分及び認定取消処分

### 1. 処分を行う事業所の概要

#### 処分対象事業所

- ・事業所名 ひかりケアセンター
- ・サービス種別 (1)居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護  
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」と言う。))  
(2)移動支援（神戸市移動支援事業実施要綱）
- ・所在地 神戸市東灘区深江北町3-10-12
- ・運営法人 有限会社コース  
(取締役：顧 存陽)  
(所在地：神戸市東灘区深江北町3-10-12)
- ・事業開始年月日 平成 18 年 10 月 1 日（居宅介護，重度訪問介護，移動支援）  
平成 24 年 1 月 1 日（同行援護）  
平成 30 年 1 月 1 日（行動援護）

### 2. 処分の内容

- (1)指定の取消し（居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護）
- (2)認定の取消し（移動支援）

### 3. 処分年月日

令和 2 年 11 月 4 日（水曜）

### 4. 処分効力発生年月日

令和 2 年 12 月 1 日（火曜）

### 5. これまでの経緯

- ・平成 31 年 2 月 15 日 障害者総合支援法等に基づく監査を実施
- ・平成 31 年 2 月～令和 2 年 9 月 不正事実の確認のための書類精査等
- ・令和 2 年 10 月 12 日 行政手続法に基づく聴聞を実施

## 6. 処分を行う理由

(1) 無資格者が行動援護のサービス提供を行ったにも関わらず、資格者がサービスを行ったとするサービス提供実績記録票及びサービス提供記録(以下「サービス提供実績記録票等」という。)を作成し、そのサービス提供実績記録票等に基づき、介護給付費を請求し、受領した。

- ・虚偽のサービス提供実績記録票等に基づく介護給付費(行動援護)請求  
平成30年8月から平成31年1月に、計379件

(2) サービスがキャンセルとなっているにも関わらずサービスを行ったとするサービス提供実績記録票等を作成し、そのサービス提供実績記録票等に基づき、介護給付費等を請求し、受領した。

- ①虚偽のサービス提供実績記録票等に基づく介護給付費(居宅介護)請求  
平成30年4月に、計1件
- ②虚偽のサービス提供実績記録票等に基づく移動支援費請求  
平成29年3月から平成31年1月に、計28件

(3) ヘルパーが出勤していない日であるにも関わらず、当該ヘルパーがサービス提供したというサービス提供実績記録票等を作成し、そのサービス提供実績記録票等に基づき、介護給付費等を請求し、受領した。

- ①虚偽のサービス提供実績記録票等に基づく介護給付費(居宅介護)請求  
平成29年5月から平成30年12月に、計17件
- ②虚偽のサービス提供実績記録票等に基づく介護給付費(同行援護)請求  
平成29年2月に、計1件
- ③虚偽のサービス提供実績記録票等に基づく移動支援費請求  
平成28年12月から平成31年1月に、計403件

(4) 利用者が入院している期間に行った院内介助サービスを介護給付費として請求するために、実際にはサービス提供していない日のサービス提供実績記録票等を作成し、そのサービス提供実績記録票等に基づき、介護給付費を請求し、受領した。

- ・虚偽のサービス提供実績記録票等に基づく介護給付費(居宅介護)請求  
平成30年11月から平成30年12月に、計13件

(5) 当該事業所においては、居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業及び行動援護事業が一体的に運営されており、居宅介護事業、同行援護事業及び行動援護事業において障害者総合支援法違反(上記不正請求)を行った。

## 7. 根拠法令

(1) 居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護  
障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号（不正請求）  
障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 9 号（法令違反）

(2) 移動支援

神戸市移動支援事業実施要綱第 26 条第 1 項第 3 号（不正請求）

## 8. 事業者に対する経済上の措置

(1) 居宅介護・同行援護・行動援護

不正に請求し，受領した介護給付費（約 141 万円）を返還させるほか，障害者総合支援法第 8 条第 2 項の規定に基づき返還額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額（約 56 万円）を加え，合計約 197 万円を徴収する予定である。

(2) 移動支援

不正に請求し，受領した移動支援費（約 153 万円）を返還させる予定である。